平成２４年（フ）第３０９号
群馬県前橋市駒形町821番地184　ハイツリラ103号
破産者　冨田　紀子
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２７９０号
横浜市青葉区青葉台２丁目30番地６　413
破産者　清水美紗代（旧姓中奥）
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目51番地の１　第５寿荘202号
破産者　谷上　秀一
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８号
横浜市港南区港南台７丁目34番21号　タカノスハイツ103
破産者　深澤　和男
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０号
福井市つくも２―15―７、住民票上の住所福井市つくも１丁目５番16号　ロアールつくも302号室
破産者　横山　惠一
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６号
長野県上田市蒼久保556番地１
破産者　桂　　広一
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１５９号
長野県上田市住吉600番地７
破産者　大熊　　徹
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第７２０号
静岡県島田市伊太1282番地
破産者　市川　建一
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７５号
京都府相楽郡和束町大字白栖小字北半田12―８、開始決定時の住所京都府相楽郡和束町大字湯船小字岩倉266番地の１
破産者　田和土建こと　前田　明美
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７３８号
京都市中京区富小路通四条上る大文字町596番地　ネルジュランド湖月208
破産者　石澤　　統
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２８号
大阪府貝塚市堤207番地
破産者　長見千恵美
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４３号
神戸市西区玉津町田中550番地の５
破産者　去来川敬明
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第９６８号
広島市安佐北区落合南３丁目６番32号
破産者　笠井　大介
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８号
熊本県阿蘇郡産山村大字大利589番地５、住民票上の住所福岡県北九州市八幡東区大蔵１丁目１番20号
破産者　古賀　浩二
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第５６６６号
千葉県茂原市早野465―２―Ｂ―102
破産者　石田　鐘一
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８４５号
東京都八丈島八丈町三根1732番地
破産者　株式会社小宮山組
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７７５号
東京都西東京市谷戸町３丁目13―18
破産者　沙魚川明子
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８４７号
千葉県船橋市東船橋４丁目18―１―207
破産者　戸村　　洋
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８２１号
千葉県市川市八幡５丁目21―２―101
破産者　高原　　茂
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部